

無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

事前の予約が必要です。

相談は無料で、秘密は固く守られます。



- 完全予約制です。
開催日の2日前の正午までにご予約ください。
- ご利用者は玉名市に居住する方が対象です。
- ご利用できる回数は年度内1回のみです。
- 相談時間は30分です。
ご予約を入れた方は、相談当日に関係書類や相談内容を整理したメモ・書類などをご用意ください。
- 相談内容によっては、ご利用をお断りする場合がありますので予めご了承ください。
- 具体的な問題ごとではなく、抽象的または学問的な興味等で相談することはご遠慮ください。

《予約・お問合せ先》

玉名市社会福祉協議会

☎ 0968-71-0080

令和8年度開催日程

令和8年 4月16日(木)

5月21日(木)

6月18日(木)

7月16日(木)

8月20日(木)

9月17日(木)

10月15日(木)

11月19日(木)

12月17日(木)

令和9年 1月21日(木)

2月18日(木)

3月18日(木)

《時間帯》14時～16時

①14:00～14:30 ②14:30～15:00

③15:00～15:30 ④15:30～16:00

一日4組までとなります。

《会場》

玉名市福祉センター

玉名市岩崎88番地4



※やむを得ず変更となる場合があります

無料法律相談ご利用にあたっての注意事項

下記の内容についてご理解ご了承をお願いします。

- ご相談内容について法律上どんな問題があるのか、どのような手段があるのか等についてアドバイスをするものであり、問題解決を図る場ではありません。
- すでに弁護士に相談しているものや裁判所で係争中の事件は受け付けできません。
- 具体的な問題や紛争ごとではなく、抽象的または学問的な興味等で相談することはご遠慮ください。
- 対象者は玉名市市内にお住いの方です。
- 相談時間は、相談者1組につき30分以内です。限られた時間のため、お聴きになりたい内容を事前にまとめておいていただき、相談内容に関係する書類等があればご持参ください。
- 相談内容を録音・録画することはできません。ただし、メモを取っていただくことは可能です。
- 担当した弁護士に、直接問題の解決や具体的な仕事を依頼することはできません。
- 相談内容と担当した弁護士とが、利益相反につながると判断される場合は、相談者の利益を保護し、公平な回答を確保するため、相談をお断りさせていただきます。また、途中でも相談を中止させていただきます。
- 利用回数は年度内（今年4月1日から翌年3月31日まで）につき、1回のみです。
- 無断欠席や繰り返しのキャンセル、職員の指示に従わないなど、他の市民の利用に支障が生じると判断した場合、次回からの相談予約をお断りすることがあります。
また、一人でも多くの市民が利用できるよう、同じ相談内容について何度も利用することはお控えください。
- 当日の体調に配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は、相談をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- キャンセルされる場合は、お早めにご連絡をお願いします。なお、事前の連絡がなくキャンセルされた場合は1回利用した扱いとなります。

※利益相反とは、一方の当事者の利益になる行為をすることが、もう一方の当事者の不利益になる状態をいいます。